

平成30年度

千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業報告書

千葉県における地域猫活動事例集



【ケース 1】

1 地域の環境

土地区画整理事業による密集住宅地（集合住宅を含む）として発展してきた地域です。

2 猫の頭数

(1) 着手時	オス 20 頭、メス 51 頭、性別不明 15 頭
(2) 事業対象猫頭数	オス 0 頭、メス 12 頭
(3) 不妊去勢手術実施	オス 1 頭、メス 11 頭
(4) 現在	オス 9 頭、メス 13 頭、性別不明 16 頭

3 取組みのきっかけ

平成 20 年 11 月、「〇〇街づくり協議会」が〇〇市で初めて「地域猫」に関するアンケートを実施しました。その理由は、猫による糞尿被害などの苦情が増えてきたことによるものです。アンケートの結果、糞尿被害、器物損壊、繁殖等が住民相互のトラブルの要因として表面化してきました。

そこで、約 3 年かけて地域猫活動の先進事例などを研究し、「〇〇地区ネコの飼育ガイドライン」（A4 判 16 頁）を平成 23 年 10 月に発刊し、〇〇街づくり協議会加入の 8 町会の全世帯に配布しました。続いて地域猫活動に専従する「〇〇地区ネコの飼育ガイドライン推進協議会」を平成 24 年 7 月に立ち上げ、具体的な地域猫活動（主に TNR 活動）を始めました。

平成 28 年 4 月に会の名称を「〇〇地域ネコの会」と改め、地域猫活動への取組方針を明確にしました。

4 活動内容

(1) TNR 活動（「ネコ活動実践マニュアル」に従った活動）

- ア 飼い主探し
- イ 保護（T：trap）
- ウ 不妊去勢手術（N：neuter）
- エ 保護した場所に解放（R：return）
- オ 保護した猫ごとに「ネコ个体カルテ」での管理

(2) 里子活動（保護した子猫の里親探し）

- ア ネット、地域新聞等による里親探し
- イ 保護した猫ごとに「里子カルテ」での管理

(3) 定例会（運営委員会）の開催（月 1 回）

(4) 「地域ネコの会だより」の発行（月 1 回）：現在、2, 500 世帯に回覧

(5) 地域猫活動に向けた取り組み

- ア 環境省や県のポスターをコピーし「地域ネコの会だより」に添付して地域猫活動への理解を増進
- イ 手術を実施した猫への餌やり活動と餌場の清掃活動

(6) 「ネコ推進協活動広報」の配布

集団でTNR活動をした地区には、ネコ推進協活動の意義と内容を広報し、手術後の猫の見守りを請願

5 現在の状況

毎月発行の「地域ネコの会だより」(11町会 2,500世帯へ回覧)で、保護した野良猫の写真(フルカラー)を掲載し、「飼い猫かどうか」の照会を行いながら、TNR活動への住民の理解を深めています。

その結果、11町会での野良猫への苦情は激減、「野良猫が減った」との声を聞くようになりました。また、飼い主の「屋内飼養」「不妊去勢手術」が浸透しつつあります。

平成30年度の活動は、TNR活動が65頭(29年度76頭)、里子活動が34頭(29年度43頭)で、29年度より減少していますが、これは対象のメス猫が減ってきているため、よい傾向と言えます。

【ケース 2】

1 地域の環境

住宅地

2 猫の頭数

(1) 着手時	オス	0 頭、	メス	0 頭、	不明	24 頭
(2) 事業対象猫頭数	オス	0 頭、	メス	0 頭、	不明	21 頭
(3) 不妊去勢手術実施	オス	8 頭、	メス	10 頭、	不明	3 頭
(4) 現在	オス	8 頭、	メス	10 頭、	不明	6 頭

3 取組みのきっかけ

野良猫の誕生によります。

4 活動内容

- (1) 餌やり
- (2) 後片付け
- (3) トイレ処理
- (4) 回覧板配布（不定期に作成）
- (5) 地域猫セミナー開催

5 現在の状況

地域猫活動も 6 年目に入り、自治会で予算もいただけるようになりましたが、まだ周知不足を感じます。

餌やりさんとの協力体制が不十分なところもあるので、今後の取組として、餌やりさんとの交流を持つことから始めていきたいです。

<参考>

平成30年度千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業（概要）

1 募集の目的

「地域猫活動」等に主体的に取り組む団体等を支援することを目的とします。

2 実施期間

平成30年8月1日（水）～平成31年3月31日（日）

3 実施内容

実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を、千葉県動物愛護センター本所、同東葛飾支所及び南総地域の指定動物病院において、公益財団法人千葉県獣医師会獣医師が実施しました。

4 応募要件

千葉市・船橋市・柏市を除く千葉県内の地域で「地域猫活動」等に取り組み、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施しようとする団体・グループ

5 事業実績

申請のあった3団体の39頭を承認し、33頭の不妊去勢手術を実施した。

手術実施回数（日数）：16回（16日）

団体 No.	地 域	承認頭数	実施頭数	備 考
1	ケース1	12	12	
2	ケース2	21	21	追加承認9頭を含む
3		6	0	手術を実施せず
合計		39	33	

平成30年度千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画募集要項

千葉県では、「千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施要領（以下「要領」という。）」3の（1）の規定により、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施対象を決定するため、「飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画（以下「実施計画」という。）」について、以下のとおり募集を行います。

1 募集の目的

「地域猫活動」等に主体的に取り組む団体等を支援することを目的とします。

2 募集の条件

事業実施主体は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。

- （1）指定都市（千葉市）及び中核市（船橋市及び柏市）を除く千葉県内の地域を対象とした事業を実施すること。
- （2）要領2の各号の条件を満たしていること。
- （3）要領3の（2）のイの規定により、「猫問題住民会議」を開催し、実施計画の承認申請をすることについて関係者の了解を得ていること。
- （4）要領に規定するその他の事項にも従い事業を実施することができること。

3 実施期間

原則として、平成31年3月31日までとします。

4 支援内容

- （1）習志野、市川、松戸及び野田健康福祉センターが管轄する区域

実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を千葉県動物愛護センター東葛飾支所において実施します。この区域の手術頭数は24頭とし、1団体あたり12頭を上限とします。

- （2）印旛、香取、海匝及び山武健康福祉センターが管轄する区域

実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を千葉県動物愛護センター本所及び同東葛飾支所において実施します。この区域の手術頭数は28頭とし、1団体あたり14頭を上限とします。

- （3）長生、夷隅、安房、君津及び市原健康福祉センターが管轄する区域

実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を地域獣医師会の指定する動物病院（以下「指定動物病院」という。）において実施します。この区域の手術頭数は24頭とし、1団体あたり12頭を上限とします。

なお、夷隅健康福祉センターが管轄する区域については、長生健康福祉センターが管轄する区域の指定動物病院において実施することとします。

5 応募方法

実施計画は、下記により、郵送又は直接持参により提出してください。

- （1）提出書類（各1部）

ア 飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画承認申請書（要領別記様式第1号）

イ 飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画書（要領別記様式第1号別紙）

ウ 添付書類

(ア) 事業実施主体となる組織の規約

(イ) 構成員の名簿（氏名・住所・電話番号）

(ウ) 地域を表す資料（地図・略図・写真等）

(エ) 対象猫リスト（性別・毛色・体格・特徴等）※可能な限り写真を添付すること。

(オ) 関係者（町会長又は自治会長及び行政職員）の了解を得たことを証明する書類

※ ボランティアが関係者として猫問題住民会議に出席した場合は、ボランティアの了解も得ること。

(2) 受付期間

ア 前期募集期間

平成30年8月1日（水）～平成30年9月12日（水） <消印有効>

本事業を実施したことがなく、かつ千葉県内の地域（平成30年4月1日現在において飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費助成金を独自に交付する千葉市、船橋市、柏市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、我孫子市、栄町、成田市、市原市を除く。）を対象とした事業を実施する団体の申請

イ 後期募集期間

平成30年9月18日（火）～平成30年10月31日（水） <消印有効>

千葉県内の地域（千葉市、船橋市、柏市を除く。）を対象とした事業を実施する団体の申請

※ 県域別に先着受付順で審査し、書類の不備がなくなった段階で承認し、予算額に達した場合には受付期間中であっても受付を終了します。

※ 本要項5の（2）アの規定による団体の申請期間中に予算額に達した場合は、本要項5の（2）イの規定による団体の申請の受付は行いません。

※ 本事業を実施したことのない団体には、本事業を実施したことのある団体が名前を変えたもの、組織を改編したもの、同じ地区で別に結成されたものを含みません。

(3) 提出先

千葉県健康福祉部衛生指導課

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-2642

FAX：043-227-2713

6 実施計画の審査及び結果通知等

(1) 審査方法

申請者から提出された実施計画は、千葉県健康福祉部衛生指導課長が審査し、承認の可否を決定します。

なお、予算上の制約のため、前述の各種条件を満たした実施計画であっても、承認されない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

(2) 審査項目

審査は、次の内容について実施します。

ア 地域の状況

(ア) 取り組もうとする地域の環境・対象猫の頭数

(イ) 申請した計画実施の必要性・緊急度 等

イ 事業実施主体の妥当性

(ア) 構成員の人数

(イ) 地域住民の参加状況

(ウ) 主たる活動の内容 等

ウ 実施計画の内容

(ア) 飼い猫との選別方法

(イ) 地域環境の保全に資する活動

(ウ) 周知活動の方法

(エ) 地域への捨て猫防止対策 等

(3) 結果通知

実施計画の承認の可否については、受理後1カ月以内に、申請者あて文書にて通知します。

7 その他

(1) 実施計画を提出後、必要に応じ、ヒアリングや現地調査、追加資料の提供等をお願いする場合があります。

(2) 実施計画が承認された場合においても、対象猫の体調等により不妊去勢手術ができないことがあります。



平成30年度千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術
事業報告書

千葉県における地域猫活動事例集

平成31年4月作成

編集 千葉県健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班
郵便番号 260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

電話番号043(223)2642 ダイヤルイン